

施設カルテ

(1)施設の基本情報

施設番号	S00153	施設名称	第一隣保館(本館)
所在地(住所)	松阪市京町54番地1		
			
根拠条例	松阪市隣保館条例	担当部署	福祉部(福祉事務所) 福祉ささえあい課
設置年度	昭和52年度	財産区分	12 公共用財産
設置目的 (施設整備を行った経緯と整備が必要であった理由)	同和対策審議会答申(昭和40年8月11日)において、同和問題の本質及び課題が明らかにされ、具体的方策として隣保館に関する整備充実の必要性が示されたことを受けて、同和対策事業特別措置法の制定を期に、全国的に隣保館の拡充整備が図られた。		
施設の設置目的に沿った運営状況	福祉の向上や人権問題の解決を図る拠点施設としての役割を果たすため、行政だけでなく運営委員会との連携を図りながら施設運営並びに事業の推進を行うとともに、住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとしての機能を発揮するため、各種定期講座の開設に努めている。		

(2)建物の概要

設置形態	単 独	用途地域等	商業地域			
駐車場(収容台数)	5台					
土地	敷地面積	633㎡	借受期間・賃料等	—		
	所有者	市				
主たる建物1	建物名称	本館				
	用途	自治会館	構造・階数	鉄筋コンクリート・地上3階・地下0階		
	建築年月	昭和53年 3月30日	建物取得費(全体)	93,176,000円		
	延床面積	744.9㎡	耐震診断(実施年)	平成9年1月		
	耐震補強(実施年)	不要	所有者	市		
大規模改修等の履歴・計画 (300万以上)		平成12年度	平成13年度	平成24年度	平成24年度	平成 年度
	対象建物	本館	本館	本館	本館	
	施工内容	本館内外装及び空調、電気設備改修工事	本館/バリアフリー化及びエレベーター設置工事	空調設備改修工事	電気設備改修工事	
	費用	30,975,000円	26,292,000円	4,833,150円	4,267,200円	
リスク・高機能化対応度	平成24年度より国県補助金である「施設整備費補助金」を活用した大規模改修を実施して、利用者が安全で安心できる施設整備に努めている。					

(3)管理・運営の概要

利用時間	AM9:00~PM10:00	休所(館)日	土、日、祝日
運営形態	直営	管理・運営者名	松阪市
委託期間(指定管理の場合)	自 年 月 日	至 年 月 日	
業務内容	施設の管理運営業務、及び隣保事業の企画・推進業務		

(4)管理・運営に係る経費

(単位:円)

正規職員	0.60	人	労務員		人	再任用職員		人	非常勤職員	0.30	人	合計	0.90	人
施設の維持管理に係る経費							施設の運営・事業に係る経費(指定管理の場合)							
維持管理経費							運営・事業等経費							
光熱水費							指定管理委託料							
保守点検委託料							その他の経費							
賃借料														
修繕費														
その他の経費														
人件費														
職員等														
非常勤職員														
①小計							②小計							
④合計(①+②)-③							465,340円							
市民一人あたりのコスト							2.75円							
財源		補助金等収入		8,143,000円		その他収入		9,052円						
		使用料等収入		501,790円		③年間収入合計		8,653,842円						

(5)施設の利用状況

内容	単位	実績数		
		H22	H23	H24
開館日数	日	243	244	245
利用者人数(年間利用者)	人	17,983	16,239	27,491

(6)関連情報

類似施設		近隣施設	
------	--	------	--

(7)その他

管理・運営上の問題点	松阪駅から徒歩数分という立地から、利用者数は年々増加しているが、駐車場が狭いため車での利用に制限を求めている現状である。今後利用者の増加を図るためにも駐車場の確保または拡大改修が必要であると考え。
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179条)第22条の規定による制約に留意しなければならない。
特記事項	

